

別紙-1

作業区分と出動基準

作業区分	作業概要	出動基準
車道除雪	新雪除雪 路面の新雪を路側へ排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や硬い圧雪が形成される前の比較的高速作業をなしえる状態にある場合の作業をいう。	<p>①降雪量が基準に達し、さらに雪が降り続くことが予想されるとき。 ②降雪をそのまま放置しておくと、凍結等により交通障害が予想されるとき。 ③その他監督員の指示によるとき。 【基準】 重点区間 5~10cm 幹線道路の峠区間 市街地を中心とする交通量の多い幹線道路 一般区間 10~15cm 上記以外</p>
	路面整正 圧雪路面において、交通量の増大、気温の変化により、轍掘れした圧雪の不陸を切削し平滑化する作業をいう。	<p>①路面の残雪が多く、放置すると交通困難な状態となることが予想されるとき。 ②気温の上昇にともない圧雪がゆるみだした場合。 ③その他監督員の指示によるとき。</p>
	圧雪処理 路面上に成長した圧雪または氷盤を除去、切削する作業をいう。	<p>①部分的な圧雪、氷雪盤が生じ、交通に支障をきたすと思われる場合。 ②気温の上昇や、通行車両の攪乱作用などにより、極端な不陸を生じ、交通障害をきたすと思われる場合。 ③その他監督員の指示によるとき。</p>
	拡幅除雪 路側に堆積された雪及び吹き溜まりを、所定の幅員の確保、次期除雪の堆雪スペースの確保のため、さらに路側に排除したり雪堤に積み上げる作業をいう。	<p>①雪堤が成長し、所定の幅員及び車線数の確保が困難となったとき。 ②雪堤が高くなり見通しが悪く、交通に支障をきたすと思われる場合。 ③次期除雪の堆雪スペースの確保が困難となることが予想されるとき。 ④その他監督員の指示によるとき。</p>
歩道除雪	歩道上の新雪を通行者や自転車による散乱や硬い圧雪が形成される前に路側へ排除する作業をいう	<p>①降雪をそのまま放置しておくと積雪・圧雪・凍結等により歩行障害が予想される場合で、監督員の指示によるとき。</p>
凍結防止剤散布	路面及び路面上の雪の凍結防止、氷盤処理の際の補助のための凍結防止剤の散布、車両の滑り防止のための砂散布の作業をいう。	<p>①気象状況、路面状況などから、凍結路面の発生が予想される場合で概ね下記のような場合。 ・路面が新雪出動基準に達しない場合で、圧雪が形成され路面凍結化するおそれがあるとき。 ・降雪や融雪により路面や圧雪表面が湿潤状態になり再凍結のおそれがあるとき。 ②凍結路面が発生し、車両の円滑な走行が困難となるおそれがあるとき。 ③その他監督員の指示によるとき。 ④散布量 防止散布 20g/m²程度 融解補助 30~40g/m²程度</p>
雪道巡回	路面状況や気象状況等の把握のために行うパトロール作業をいう。	<p>①監督員の指示によるとき。</p>

別紙-2

出来形確認方法

工種	種別・細別	測定単位	測定方法	測定基準	摘要
一般除雪工	除雪ドーザ 除雪グレーダ 除雪トラック ロータリ除雪車 その他除雪専用車	時間（10分）	記録紙、日報 写真（作業開始終了時、作業状況）	1回／日 〃	記録紙はタコメーター、タスクメーターのものとする。 ドライブレコーダー、ICカード装備車両は、監督員の指示による。
運搬排雪工	積込用機械 ダンプトラック その他使用機械	時間（10分）	記録紙、日報 写真（作業開始終了時、作業状況）	1回／日 〃	除雪管理システム運用に伴い関連機器を搭載した機械においては、当面の間、タスクメーターとの併用により対応するものとする。 なお、精算の根拠は、システムの計測を原則とするが、支障がある場合はこの限りではない。（監督員との協議により決定すること）
凍結防止工	凍結防止剤散布専用車 凍結防止剤散布装置搭載車	時間（10分） 重量（t）	記録紙、日報 写真（作業開始終了時、作業状況）	1回／日 〃	
歩道除雪工	小型除雪車 ハンドロータリー	時間（10分）	記録紙、日報 写真（作業開始終了時、作業状況）	1回／日 〃	
雪道巡回工	パトロール車	回	日報 監督員の確認	1回／日	
待機補償		回	日報 監督員の確認	1回／日	